

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成30年11月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800356号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800064号

第1 結論

請求者の株式会社A社における平成19年6月25日の標準賞与額に係る記録を56万円とすることが必要である。

平成19年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月25日

請求期間に株式会社A社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

株式会社A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、請求者が、請求期間において標準賞与額56万円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届における賞与支給額から56万円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800069号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800033号

第1 結論

昭和39年7月から昭和40年3月までの請求期間及び昭和43年10月から昭和47年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和39年7月から昭和40年3月まで
② 昭和43年10月から昭和47年12月まで

国民年金の加入については、昭和36年4月に母がA県B市C町の婦人会を通して、私と母の加入手続をしてくれた。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、当時、理容業を営んでいた店舗兼自宅に来ていた婦人会の役員に自身と母の二人分を、母が亡くなった月の翌月の昭和43年12月以降は自身の分のみを毎月納付した。

しかし、納付したはずの請求期間①及び②の国民年金保険料が未納期間になっており、4年程前に荷物の整理をしたところ、保険料額等を書き留めたメモが見つかったことから、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示した自筆の当時の日計表とあわせて提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付について、昭和43年11月までは自身と母の二人分を、母が亡くなった月の翌月の同年12月以降は自身の分のみを婦人会の役員に毎月納付した旨主張しており、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示すものとして、自筆のメモ及び当時の日計表(以下「メモ等」という。)を提出している。

しかしながら、請求者から提出された前述のメモ等には、組合費、町会費及び婦人会費等と共に、年金、日付並びに当時の国民年金の定額保険料額と考えられる金額が記載されているが、メモ等のほかに、請求期間①及び②の国民年金保険料が納付されていたことを裏付ける客観的な資料はなく、メモ等の記載内容を含む当時の状況を確認することができないことから、メモ等の記載内容をもって、当該期間の国民年金保険料が納付されていたものとは認め難い。

また、請求者は、自身と母の二人分の国民年金保険料を毎月納付した旨陳述しているが、母のオンライン記録を見ると、請求者の納付記録と同様に、請求期間①の昭和39年度において9か月間が未納期間であることから、請求者の陳述と符合しない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800226号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800063号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年4月25日から昭和59年12月2日まで

訂正請求記録の対象者は、A社設立時の発起人5人のうちの一人で、同社の設立当初から解散まで監査役又は取締役役に就任しており、請求期間において、B社に勤務する傍ら、同社において働いていた。

訂正請求記録の対象者は、生前、役員の中で自分だけがA社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことはおかしいと言っていたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

商業登記の記録によると、A社は既に解散している上、オンライン記録によると、請求期間当時の同社の役員は既に死亡又は所在不明であることから、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、事業所及び事業主等に確認することができない。

また、オンライン記録において、A社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の元従業員に照会したが、訂正請求記録の対象者の勤務実態等に係る具体的な回答を得られず、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について、元従業員に確認することができない。

さらに、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所であった期間は、請求期間のうち昭和44年12月1日から昭和51年11月1日までの期間であり、当該期間以外に同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿において、訂正請求記録の対象者に係る被保険者記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800243号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1800008号

第1 結論

昭和36年8月1日から昭和40年1月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年8月1日から昭和40年1月1日まで
支給済期間 : ① 昭和36年8月1日から昭和38年8月24日まで
② 昭和39年7月1日から昭和40年1月1日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間について、脱退手当金が支給された期間と記録されているが、私は、請求期間に係る脱退手当金の請求及び受給をしていないので、請求期間の脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の支給済期間②に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号について、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿を見ると、請求者の氏名は、A社における被保険者資格喪失日から約1年7か月後の昭和41年7月29日に旧姓から婚姻後の姓に氏名変更されており、請求者に係る請求期間の脱退手当金が同年12月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えられる。

また、請求者のA社における健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、オンライン記録において、請求期間に係る脱退手当金の支給記録が確認できるところ、当該脱退手当金の支給額は、計算上の誤りはなく、法定支給額と一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る脱退手当金が支給されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。